

3. 本市ができるケアラー支援について

(1) ヤングケアラーの実態把握と福祉に繋げる支援について

**【答弁】**

3. 本市ができるケアラー支援についての(1)について、お答えいたします。

学校現場においては、教職員が、日常の子どもたちの様子から、家庭内で置かれている状況を把握することが多くあり、ヤングケアラーの存在については、学校の教職員が最も把握しやすい立場にあります。

このことから、本市におけるヤングケアラーの実態把握につきましては、昨年9月議会において議員からご質問をいただいて以降、さまざまな取組みを進めているところでございます。

まず、各学校で実施している生活アンケートについて、その項目の見直しや工夫を行いました。さらには、各学校で定期的の実施している個々の子どもとの面談において、より子どもの日常の様子を引き出すことができるよう質問の方法についても検討を重ねております。

また、教職員の意識を高めることも重要な取組みの一つであります。そのため、今年度は、スクールソーシャルワーカーによる「虐待の早期発見と対応」をテーマとした研修の中で、ヤングケアラーの問題にも触れることで、教職員の課題意識の向上に努めてまいりました。今後も、同様の研修を継続してまいりたいと考えております。

一方で、学校で把握されたヤングケアラーの状況にある子どもたちの家庭については福祉的な支援に繋げることが重要です。実際に、学校と子ども未来室等の関係機関との間において、「児童が下の子の世話をし遅刻回数が多くなっている」といった状況に対して、連携・協議が進められているケースもございます。

本市教育委員会といたしましては、今後も、ヤングケアラーの状況にある子どもの環境改善に向け、スクールソーシャルワーカーを活用しながら学校と関係機関との連携を図り、子どもや保護者の適切な支援に繋げることができるよう、取組みを進めてまいります。